

うきは市農業委員会第13回総会議事録

〔開催日時〕 令和7年3月10日（月）午後1時30分から

〔開催場所〕 うきは市役所 3階 大会議室

〔議事日程〕

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（所有権移転）について

議案第4号 地域計画の策定について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第2号 耕作名義人変更について

（出席委員）

会長	16番	佐々木	芳幸		
副会長	15番	家永	学		
委員	1番	樋口	美智子	9番	野村 啓次
	2番	古賀	和妃郎	10番	佐藤 康成
	3番	山下	智	11番	石井 信一
	4番	樋口	幸代	12番	森 和正
	5番	内山	良江	14番	高浪 眞次
	6番	上村	泰司		
	7番	後藤	一善		
	8番	尾花	里美		

欠席委員 13番 熊谷 正二

（農業委員会職員）

課長 高山 靖生 係長 久保田 和弘 主事 佐藤 光亮

会長 挨拶

事務局長 それでは議案審議報告に入らせていただきます。
これよりは農業委員会規則第5条により会長が議事進行をお願いしたいと思います。会長よろしく願いいたします。

議長 それでは、本日の議事録署名人を11番委員12番委員さんをお願いしたいと思います。それでは議案第1号農地法第4条の規定による農地等の所有権移転等許可申請について議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第1号上程)

事務局 (議案第1号朗読・説明)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 申請人は柿農家ですが当該地は地目が田となっており、柿を栽培するには水はけ等の耕作条件が良くないので造成をした上で定植することです。特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長 それでは担当委員が私ですのでご説明いたします。

16番 申請地は少し前に譲受人が旧所有者から依頼を受けて取得されております。その当初から今回の計画ありきの話だったようで、譲受人も手広く農業をされている方ですので特に問題ないかとおもいます。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。
議案第1号について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可相当とし、県の方へ進達いたします。それでは議案第2号農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について議題とします事務局の説明を求めます。

(議案第2号－1上程)

事務局 (議案第2号－1朗読・説明)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

15番 譲受人は申請地の隣接地を所有しております。今回譲渡人よりもらってほしいと相談があったため今回の申請にいたっております。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第 2-1 について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ですので許可といたします。

それでは議案第 2 号-2 を議題とします。こちらの案件は 15 番委員が関係者となりますので 15 番委員は退席していただきます。それでは事務局の説明を求めます。

(15 番委員退席)

(議案第 2 号-2 上程)

事務局 (議案第 2 号-2 朗読・説明)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

13 番 譲受人は隣接地を所有しており、今回譲渡人からの依頼を受けて今回の申請にいたっております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第 2 号-2 について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ですので許可といたします。

(15 番委員再入室)

それでは議案第 2 号-3 を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第 2 号-3 上程)

事務局 (議案第 2 号-3 朗読・説明)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

14 番 譲受人は家族で手広く耕作している専業農家の後継者で、まだ年齢も若く後継者としてはこの上ないかと思います。また、譲渡人も農家ではないため管理耕作していくことは困難ということでしたので今回の話はよかったのではないかと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第 2 号-3 について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。

それでは議案第 2 号-4 議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第 2 号－ 4 上程)

事務局 (議案第 2 号－ 4 朗読・説明)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

1 1 番 申請地は現在も譲受人が耕作しております。今回譲渡人よりもらってほしいと依頼があったため今回の申請に至ったとのこと。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第 2 号－ 4 について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。

引き続き、議案第 2 号－ 5 を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第 2 号－ 5 上程)

事務局 (議案第 2 号－ 5 朗読・説明)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

1 2 番 譲渡人はご高齢で自ら農地を管理することが困難なため、隣接地を所有する譲渡人に相談したところ引き受けていただき今回の申請に至っております。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

採決に入ります議案第 2 号－ 5 について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ということで許可といたします。

引き続き、議案第 2 号－ 6 を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第 2 号－ 6 上程)

事務局 (議案第 2 号－ 6 朗読・説明)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

5 番 譲渡人と譲受人は甥と叔母の関係性です。譲渡人が相続により申請地を取得しましたが、遠方にお住いの為、耕作が困難なため地元にいる譲受人に贈与することです。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

採決に入ります議案第 2 号－ 6 について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ということで許可といたします。

引き続き、議案第２号－７を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第２号－７上程)

事務局 (議案第２号－７朗読・説明)

議長 それでは担当委員が私ですので説明いたします。

１６番 譲渡人は遠方にお住まいで相続により申請地を取得しましたが、本人も農家ではないため地元の農家を営んでいる譲受人に贈与することです。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

採決に入ります議案第２号－７について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ということで許可といたします。

引き続き、議案第２号－８を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第２号－８上程)

事務局 (議案第２号－８朗読・説明)

議長 それではこちらの案件も担当委員が私ですので説明いたします。

１６番 先ほどの議案２－７と理由は同じになります。譲渡人は遠方にお住まいで相続により申請地を取得しましたが、本人も農家ではないため地元の農家を営んでいる譲受人に贈与することです。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

採決に入ります議案第２号－８について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ということで許可といたします。

引き続き、議案第２号－９を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第２号－９上程)

事務局 (議案第２号－９朗読・説明)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

２番 申請地は別の方が借りて耕作しておりましたが、営農縮小を考えていたところ譲受人が引き受けてくれるようになったそうです。譲受人は家族経営で専業農

家として活躍されており、まだ年齢も若く、これから先の担い手として頑張っていていただけたと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

採決に入ります議案第２号－９について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ということで許可といたします。

引き続き、議案第２号－１０を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第２号－１０上程)

事務局 (議案第２号－１０朗読・説明)

議長 それでは担当委員が私ですので説明いたします。

１６番 申請地の隣接地には譲受人の娘夫婦のご自宅があります。今後は譲受人が娘夫婦と家庭菜園を営んでいくということです。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

採決に入ります議案第２号－１０について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ということで許可といたします。

引き続き、議案第２号－１１を議題とします。こちらの案件は１５番委員が関係者となりますので１５番委員は退席していただきます。それでは事務局の説明を求めます。

(１５番委員退席)

(議案第２号－１１上程)

事務局 (議案第２号－１１朗読・説明)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

１３番 譲渡人は申請地を所有されており、今回譲渡人からの依頼があり今回の申請にいたったとのこと。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

採決に入ります議案第２号－１１について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ということで許可といたします。

(1 5 番委員再入室)

引き続き、議案第 2 号－ 1 2 ・ 1 3 を議題とします。これらは関連案件ですので一括して審議いたします。それでは事務局の説明を求めます。

(議案第 2 号－ 1 2 ・ 1 3 上程)

事務局 (議案第 2 号－ 1 2 ・ 1 3 朗読・説明)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

1 番 申請地は以前、導水管の工事があった際に分筆が行われて現況の土地利用者と登記名義人に相違が生じていたため今回整理することです。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

採決に入ります議案第 2 号－ 1 2 ・ 1 3 について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ということで許可といたします。

引き続き、議案第 2 号－ 1 4 を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第 2 号－ 1 4 上程)

事務局 (議案第 2 号－ 1 4 朗読・説明)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 申請地は現在の竹林の程をなしております。今後は荒れた竹林を整地したうえでタケノコを栽培していくとのこと。皆様のご審議をよろしくお願いいたします

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

5 番 先ほどのご説明のとおりです。譲渡人の耕作困難に伴い、以前からの知人であった譲受人に引き受けていただくこととなったようです。申請地は林地化しておりますが、きれいに整地したうえでタケノコを栽培されるようです。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

採決に入ります議案第 2 号－ 1 4 について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ということで許可といたします。

それでは議案第 3 号に農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(所有権移転)について議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第 3 号上程)

事務局

(議案第 3 号朗読・説明)

議長

事務局より説明がありましたが何か皆さんからご質問はありませんか。

(質疑なし)

それでは質疑なしということで採決に入ります。

議案第 3 号について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで議案通り市長の方へ報告したいと思います。

それでは議案第 4 号地域計画の策定について議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第 4 号上程)

農政係

(議案第 4 号朗読・説明)

議長

それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

はい、質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第 4 号について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで、市長へ報告いたします。

それではこれより報告事項にしたいと思います。

(報告第 1・2 号報告)

前記の事項は真実の議事録であることを証するため、ここに署名する。

議

長

印

議事録署名者

印

議事録署名者

印